

1. 特別防災区域の範囲

(1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抜すい）

昭和 51 年 7 月 9 日
政 令 第 1 9 2 号
昭和 54 年 9 月 26 日
政 令 第 2 6 4 号

(1) 塩釜地区（S62. 3. 27 改正）

宮城県塩竈市貞山通一丁目から貞山通三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 仙台地区（H2. 7. 3 改正）

イ 宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山，字正監，字上ノ流，字深川，字道前，字船戸，字沼前，字北ノ切，字辨天及び字砂場区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 宮城県多賀城市大代一丁目，大代六丁目及び栄二丁目から栄四丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

ハ 宮城県仙台市宮城野区港一丁目，港二丁目及び港五丁目の区域，同区港四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抜すい）

昭和 51 年 7 月 14 日
通商産業省 告示第 1 号
自治省
昭和 54 年 9 月 26 日改正
昭和 59 年 4 月 10 日改正
昭和 62 年 3 月 27 日改正
平成 2 年 7 月 3 日改正
平成 29 年 12 月 15 日改正
平成 30 年 8 月 31 日改正

(1) 塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目 45 番地の 10，45 番地の 20 及び 45 番地の 23 から 45 番地の 25 まで，貞山通二丁目 24 番地，25 番地，26 番地の 11，26 番地の 12，45 番地の 2，45 番地の 4，45 番地の 10 から 45 番地の 20 まで及び 57 番地の 24 から 57 番地の 34 まで並びに貞山通三丁目 1 番地の 1，1 番地の 4，1 番地の 6 から 1 番地の 13 まで，1 番地の 22，1 番地の 23，9 番地の 6，27 番地，28 番地，29 番地の 2，29 番地の 3，29 番地の 5，29 番地の 7 から 29 番地の 14 まで，29 番地の 16 から 29 番地の 22 まで，29 番地の 25 から 29 番地の 28 まで，29 番地の 31，29 番地の 36，29 番地の 43 から 29 番地の 46 まで，29 番地の 48，29 番地の 49，45 番地の 5，45 番地の 6，45 番地の 16，45 番地の 18，58 番地の 1，59 番地の 1，59 番地の 2，59 番地の 4，59 番地の 7，69 番地の 2，69 番地の 3，69 番地の 6 から 69 番地の 13 まで及び 69 番地の 15 から 69 番地の 21 までの区域

(2) 仙台地区

- イ 宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山 46 番地の 2, 64 番地の 2 及び 105 番地, 字正監 6 番地の 2, 11 番地の 1, 115 番地の 2 及び 117 番地, 字上ノ流 1 番地の 1, 22 番地の 1 及び 24 番地, 字深川 1 番地の 1 及び 2 番地の 1, 字道前 4 番地の 1, 字船戸 3 番地の 1, 3 番地の 2, 4 番地の 1, 5 番地の 1, 6 番地の 1, 9 番地, 10 番地の 1, 10 番地の 2, 11 番地の 1 及び 12 番地の 2, 字沼前 9 番地の 1 及び 9 番地の 3, 字北べ切 1 番地の 1, 31 番地の 2 及び 59 番地, 字辨天 2 番地, 5 番地, 6 番地, 30 番地の 13, 40 番地の 9, 46 番地の 2, 46 番地の 4, 46 番地の 8, 46 番地の 9, 47 番地の 1, 47 番地の 2, 48 番地, 49 番地の 1, 49 番地の 2, 50 番地, 51 番地の 5, 52 番地, 55 番地から 57 番地まで, 64 番地, 65 番地の 1 から 65 番地の 5 まで, 66 番地, 67 番地の 1, 67 番地の 2, 70 番地の 1, 71 番地, 72 番地の 1, 73 番地の 1, 74 番地の 1, 76 番地の 3, 78 番地の 2, 79 番地, 81 番地の 3, 82 番地の 1 及び 82 番地の 2 並びに字砂場 8 番地の 1, 8 番地の 3 から 8 番地の 6 まで, 8 番地の 8, 8 番地の 13 から 8 番地の 16 まで, 8 番地の 21, 8 番地の 22, 8 番地の 24 及び 11 番地の区域
- ロ 宮城県多賀城市大代一丁目 321 番地の 1, 335 番地の 4, 343 番地の 2, 345 番地の 1, 345 番地の 4 及び 345 番地の 5, 大代六丁目 124 番地の 2 及び 125 番地の 4, 栄二丁目 111 番地, 119 番地, 151 番地, 159 番地及び 225 番地, 栄三丁目 90 番地の 1 及び 157 番地の 2 並びに栄四丁目 65 番地の 2 から 65 番地の 6 まで, 75 番地の 3, 80 番地の 1, 81 番地の 1, 82 番地の 1, 83 番地の 1, 89 番地から 91 番地まで, 101 番地の 1, 102 番地の 11 から 102 番地の 13 まで, 103 番地の 2, 105 番地の 2, 125 番地, 166 番地の 3 から 166 番地の 5 まで, 322 番地の 2, 334 番地の 1, 341 番地の 1, 428 番地の 2, 430 番地の 2, 436 番地の 2, 450 番地の 1, 455 番地の 1, 461 番地の 2, 483 番地の 3 から 483 番地の 6 まで, 484 番地の 2, 487 番地の 2, 488 番地の 2, 489 番地の 3, 489 番地の 4, 494 番地の 2, 496 番地の 2, 501 番地の 1, 509 番地の 2, 519 番地の 2, 527 番地の 2, 537 番地の 1, 547 番地の 2, 697 番地, 669 番地, 704 番地, 709 番地, 710 番地, 712 番地, 715 番地, 716 番地, 718 番地及び 842 番地の 3 の区域
- ハ 宮城県仙台市宮城野区港四丁目 12 番地の 1 から 12 番地の 9 まで, 13 番地, 14 番地, 20 番地, 24 番地, 101 番地, 109 番地の 2, 110 番地, 111 番地の 2, 123 番地の 2, 146 番地の 1, 155 番地の 1, 155 番地の 7, 155 番地の 8, 155 番地の 10, 155 番地の 11, 172 番地の 2, 174 番地の 2, 174 番地の 3, 179 番地の 2, 180 番地の 2, 189 番地の 2, 190 番地の 2, 191 番地の 2, 206 番地の 2, 207 番地の 2, 208 番地の 2, 209 番地の 2, 228 番地の 2, 230 番地の 2, 231 番地の 3, 240 番地の 1, 241 番地の 2, 242 番地の 2, 244 番地の 2, 246 番地の 9 及び 248 番地の 4 の区域